

京都市告示第 86 号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成21年4月24日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
奥野 新	治療院・訪問医療 マッサージゆりか ご	中京区西ノ京御輿岡町25 番地の14	平成21年 4月1日
河原 登代 子	一橋整骨院	東山区一橋野本町21番地 の95	平成21年 3月11日
金谷 博史	かなたに鍼灸マッ サージ治療院	山科区厨子奥長通11番地 の50	平成21年 3月15日
中川 俊之	鍼灸中川	右京区西院松井町15番地 の3	平成21年 2月1日
三宅 政彦	三宅接骨院	右京区嵯峨天龍寺油掛町 3番地の1	平成21年 3月11日
奥野 新	治療院・訪問医療 マッサージゆりか ご	伏見区向島二ノ丸町68番 地の259	平成21年 4月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)